



顧問特別寄稿

韓国の特別支援教育事情

顧問 鈴木重男
(昭和45年卒 北海道文教大学准教授)

2009年(平成21年)、韓国特殊教育学会金源慶会長(大韓知的障害者スポーツ協会会長)のご依頼を受け、「特別支援教育の導入とその以後の日本の特殊教育サービス伝達体制の変化」と題した論文を韓国特殊教育学会秋季大会で発表致しました。

このきっかけは、同年、北海道チャレンジドサッカー連盟(秋川浩会長)が主管した第7回日韓知的障害者サッカー交流会札幌大会で通訳をしていた光州女子大学校 金日明教授との偶然の出会いです。

ご来札された韓国チームの通訳をしていた金日明先生と私は、偶然、隣り合わせて座りました。ここで日韓の特別支援教育のことが話題になり、私は北海道立特別支援教育センターで発行した資料等をお渡しいたしました。会長の金源慶先生は金日明先生の大学先輩で、韓国特殊教育界のドンのような存在でした。このようなこともあり、韓国特殊教育学会のお招きに与った次第です。先日、また「特別支援教育の導入とその以後の日本の特殊教育サービス伝達体制の変化Ⅱ」の執筆依頼を受け、4月末に韓国に送付したところです。

さて、韓国の特殊教育についてですが、韓国の特殊教育は日本と同様に視覚障害児教育から始まっております。1894年に宣教師ロゼッタ・シャウード・ホール(Rosetta Sherwood Hall)女史がピョンヤンで盲人に点字の指導を行ったことがその始まりとされています。我が国は、1878年、古川太四郎氏の京都盲啞院の設立が始めとされていますので、ほぼ同時期に実施されたと言ってもいいと思います。

韓国では、1977年、「特殊教育振興法」を成立させましたが、振興法という性質上、実質的な規定が整備できずに実効的には至らなかったようです。

1994年、特殊教育が具体的に振興・充実が図られるよう「特殊教育振興法」を全面改正しました。特筆されることは、予算の拡大、小・中学校段階の義務教育化と幼児及び高校教育の無償化、私立学校経費の国家経費化、さらに個別教育計画 IEP や統合教育の推進も明記され、具体的に推進されるよう義務化されました。

2007年制定された「障害者などに対する特殊教育法」は、障害者権利条約の批准を受け、より一層のインクルーシブ教育の推進・充実を図る内容となっております。

例えば、私が2009年から複数回訪問している釜山の恩愛学校(知的障害学校~東川養護学校の姉妹校)は、公設民営の学校として施設及び人件費、運営費は国家経費で賄われていますが運営は民間ですので、校長が教員を選ぶことができます。つまり、優秀な教員を学校方針に基づいて校長が選定することができます。さらに麗水市にあるベタニア学園は、知的障害学校に地域の障害のない子どもたちを入学させる日本で考えるのは逆の統合教育を行っています。

さらに、私が驚いたのは、障害のある子どもたちは3歳から17歳までは義務教育期間で、その上の設置されている専攻科は、3年間、20歳までは無償の教育を受けることができるということです。

障害者権利条約の批准に向けては、我が国の知的障害児への高等教育の実施も、当然、求められることになるものと考えております。

